

「せとうちエリア」における高付加価値なインバウンド観光地づくり
せとうちエリアにおける食文化・クルーズ・伝統工芸、コンテンツ造成・品質検証
およびせとうち DMC 事業 B2B サイト拡充事業
企画提案書作成要領

株式会社瀬戸内ブランドコーポレーションが実施する標記業務の委託に係る公募型プロポーザルに関し、プロポーザル参加者が企画提案書を作成するために必要な事項は次のとおりとする。

なお、プロポーザル参加者は、本事業の業務委託仕様書の趣旨に沿って提案すること。

1 企画提案時の提出書類及び構成

(1) 提出書類

正本1部、副本7部及び電子データで提出すること。

(2) 構成

ア 表紙

イ 「せとうちエリア」における高付加価値なインバウンド観光地づくり

せとうちエリアにおける食文化・クルーズ・伝統工芸、コンテンツ造成・品質検証
およびせとうち DMC 事業 B2B サイト拡充事業に係る提案書

ウ 事業実施スケジュール

エ 業務実施スタッフの業務内容並びに体制図

オ 事業実施実績（本業務に類似する業務に限る）

カ 見積書

(3) 留意事項

①仕様書の趣旨を十分にくみとり、具体的に提案すること

②事業実施スケジュールについては、具体的に記載すること。

③見積書については、本業務に係る所要経費を全て見積るとともに、見積りの根拠となった所要経費の明細を明らかにすること。

2 作成要領

(1) 用紙は、原則A4判（必要に応じA3判の折込みも可）両面使用とし、縦置き横書き（横綴じ）とすること。ただし、図表等の表現の都合上、用紙及び記述の方法を一部変更することは差し支えないものとする。

(2) ページ番号は目次を除き通し番号とし、各ページの下部に印字すること。

(3) 審査の公正を期すため、企画提案書の副本には、会社名、住所、ロゴマークなど、プロポーザル参加者を特定できる表示を付してはならない。なお、業務実施スタッフ体制図などには、プロポーザル参加者名を「当社」と記載すること。

3 評価基準

(1) 事業に対する基本的な考え方

「地方における高付加価値なインバウンド観光地づくり」について十分に理解したうえでの提案となっているか。

本事業の目的、内容を十分に理解しているか。

(2) 企画内容の優良性

企画内容が、具体性、妥当性、実現可能性を伴う、効果的な事業展開が期待できるものとなっているか。具体的には、以下の提案事項等に留意すること。

①食コンテンツ（鮎等）造成のための調査・分析・選定・コンテンツ造成業務

- ・ターゲットが魅力を感じるコンテンツになっているか。
- ・鮎等の事業者が造成コンテンツを持続して実施することが可能か。
- ・本年度実施のコンテンツが来年度以降拡張していく予定が想定できるか。

②日本酒蔵の追加コンテンツ造成業務（4エリア）

- ・昨年度造成したコンテンツとの連続性は担保されているか。
- ・ターゲットが魅力を感じるコンテンツになっているか。
- ・日本酒蔵が造成コンテンツを持続して実施することが可能か
- ・本年度実施のコンテンツが来年度以降拡張していく予定が想定できるか。

③せとうち周遊クルーズコンテンツ造成業務

- ・ターゲットが魅力を感じるコンテンツになっているか。
- ・クルーズ運営会社が造成コンテンツを持続して実施することが可能か。
- ・本年度実施のコンテンツが来年度以降拡張していく予定が想定できるか。

④地域産品（伝統工芸品）のコンテンツ造成及びネットワーク創出業務

- ・ターゲットが魅力を感じるコンテンツになっているか。
- ・地域産品事業者が造成コンテンツを持続して実施することが可能か。
- ・本年度実施のコンテンツが来年度以降拡張していく予定が想定できるか。

⑤日本酒蔵コンテンツの品質検証および実地研修業務

・トレーニング・品質検証において、カリキュラムの有用性および持続性支援に寄与しているか。

⑥DMC事業におけるB2Bホームページ拡充制作業務

- ・本年度追加する詳細ページが効率的かつ魅力的に制作することが可能か。
- ・記事コンテンツや周遊ルートモデルが効率的かつ魅力的に制作することが可能か。

⑦プロモーション用動画素材制作業務

- ・動画制作の企画内容がターゲットに対して効果的であると期待できるか。
- ・制作した動画の活用提案は優れているか。

(3) 企画内容の独創性

- ・ 提案している手法やメニューは、有用で独創的な要素を有しているか。
- (4) 事業遂行の安定性
- ・ ①業務体制について具体的に記載されており、十分な体制がとられているか。
 - ・ ②業務全体の実施スケジュールについて具体的に記載されており、確実な事業展開が可能と認められるか。
 - ・ ③類似業務の実績があり、業務の着実な履行が期待できるか。
- (5) 事業の実施に係る経費
- ・ 事業計画に見合った経費となっているか。所要経費の明細が明らかとなっており、妥当性があるか。

4 見積書（任意様式）

- (1) 本業務に係る所要経費をすべて見積もること。また、「一式」との記載は避け、見積りの根拠となった所要経費の明細を明らかにすること。
- (2) 金額は消費税込みの金額を記入すること。
- (3) 株式会社瀬戸内ブランドコーポレーション代表取締役社長宛ての見積書とすること。